

西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）

第4回質問に対する回答書

令和2年8月

横浜市水道局

本質問回答書は、令和2年6月29日（月）から7月10日（金）までに受け付けた、西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）に係る実施方針（案）修正版等に関する質問への回答を記載したものです。

回答は現時点での考え方を示したものであり、今後の検討により変更する可能性があります。詳細は、入札説明書等に記載します。

なお、質問受付期間及び質問受付数は、以下のとおりです。

質問受付期間：令和2年6月29日（月）午前9時から
令和2年7月10日（金）午後5時まで

第4回質問に対する回答書：107件

実施方針（案）修正版	17件
要求水準書（案）修正版	85件
モニタリング基本計画（案）修正版	1件
基本協定書（案）修正版	0件
基本契約書（案）修正版	0件
第1回質問に対する回答書	0件
第2回質問に対する回答書	0件
第3回質問に対する回答書	4件
合計	107件

①実施方針（案）：17 件

用語の定義	0 件
第 1 本事業の概要	
1 事業の目的	0 件
2 事業内容に関する事項	3 件
第 2 事業者の募集及び選定に関する事項	
1 事業者の募集及び選定方法	0 件
2 事業者の募集及び選定の手順	0 件
第 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	
1 入札参加者が企業グループである場合の構成等	3 件
2 共通の参加資格要件	1 件
3 各業務における参加資格要件	3 件
4 入札参加者が単体企業である場合の注意事項	0 件
第 4 審査及び選定に関する事項	
1 評価委員会	0 件
2 落札者の決定	0 件
3 評価結果の公表	0 件
第 5 落札後の手続き	
1 SPC の設立	0 件
2 建設 JV の結成	0 件
第 6 提出書類の取扱い	
1 著作権	0 件
2 特許権等	0 件
第 7 民間事業者の責任明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	
1 基本的な考え方	0 件
2 要求水準	0 件
3 予想されるリスクと責任分担	0 件
4 事業の実施状況のモニタリング	0 件
第 8 公共施設の立地及び規模並びに配置に関する事項	
1 敷地の立地条件	0 件
2 本施設の概要	6 件
第 9 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	0 件
第 10 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	0 件
2 水道局の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	0 件
3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合	0 件

第1 1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項		
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	0件
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	0件
第1 2 その他		
1	予定価格	0件
2	入札及び契約手続等	0件
3	入札に伴う費用負担	0件
4	情報公開及び情報提供	0件
5	本事業の実施方針（案）に関する問い合わせ	0件
別紙		
別紙 1	本事業の実施体制	0件
別紙 2	西谷浄水場平面図	0件
別紙 3	事業者管理範囲	0件
別紙 4	設計・工事期間における整備内容と既設仕様等	0件
別紙 5	新設対象施設配置（案）	0件
別紙 6	撤去対象施設	0件
別紙 7	既設流用施設	0件
別紙 8	閲覧資料一覧	0件
別紙 9	リスク分担表	1件
合計		17件

②要求水準書（案）：85件

用語の定義		0件
第1 総則		
1	本書の位置付け	0件
2	事業内容に関する事項	7件
3	事業の考え方	1件
第2 基本要件		
1	本施設の立地条件	0件
2	本施設の概要	0件
3	本事業に係る前提条件	17件
4	本事業の主要な要求水準	0件
第3 設計及び工事業務に関する要求水準		
1	基本方針	0件
2	事前・事後調査業務	4件
3	設計業務	12件

	4 工事業務	3 件
	5 監理業務	0 件
第4 運転・維持管理業務に関する要求水準		
	1 基本方針	1 件
	2 業務の進め方	3 件
	3 運転管理業務	2 件
	4 保守点検業務	5 件
	5 修繕業務	2 件
	6 水質管理業務	1 件
	7 清掃業務	1 件
	8 ユーティリティ等の調達・管理業務	1 件
	9 保安業務	0 件
	10 施設見学対応協力業務	0 件
	11 災害及び事故対策業務	0 件
	12 事業終了時の引継ぎ業務	0 件
別紙		
	別紙1 西谷浄水場平面図	0 件
	別紙2 事業者管理範囲	0 件
	別紙3 新設対象施設配置（案）	4 件
	別紙4 撤去対象施設	0 件
	別紙5 既設流用施設	4 件
	別紙6 設計・工事期間における整備内容と既設仕様等	2 件
	別紙7 水収支フロー図（現況／再整備後〔通常時〕／再整備後〔水質悪化時〕）	0 件
	別紙8 水質・薬品注入量等実績データ【参考】	0 件
	別紙9 汚泥の性状・成分分析結果（令和元年度実施）【参考】	0 件
	別紙10 撤去対象施設（水道局先行工事）	1 件
	別紙11 個別保全計画	6 件
	別紙12 事業者による整備実施時期の目安	0 件
	別紙13 公共用水域への排水基準【参考】	0 件
	別紙14 地質調査結果【参考】	1 件
	別紙15 排水処理施設既設配管図【参考】	4 件
	別紙16 地歴調査報告書【参考】	0 件
	別紙17 主要配管管路図（既設）【参考】	3 件
	別紙18 主要配管管路図（再整備後）	0 件
	別紙19 既設監視制御設備システム構成図・機能一覧【参考】	0 件

別紙 20	既設計装フロー図【参考】	0件
別紙 21	既設単線結線図【参考】	0件
別紙 22	電気機械設備保守点検基準（抜粋版）【参考】	0件
別紙 23	制御・監視項目表	0件
別紙 24	配水処理施設既設ケーブルルート図【参考】	
合計		85件

③モニタリング基本計画（案）：1件

第1 総論		
1	モニタリング基本計画の位置づけ	0件
2	モニタリング実施計画	0件
3	モニタリング体制	0件
4	モニタリング対象業務	0件
5	モニタリング費用の負担	0件
第2 運転・維持管理業務のモニタリング		
1	モニタリング方法	1件
2	具体的なモニタリングの手順等	0件
3	モニタリング対象対価の減額等	0件
4	モニタリング対象対価の支払後に減額が判明した場合の対応	0件
第3 財務状況等に関するモニタリング		
1	モニタリング方法	0件
2	具体的なモニタリングの手順等	0件
第4 事業終了時のモニタリング		
1	モニタリング方法	0件
2	具体的なモニタリングの手順等	0件
合計		1件

④基本協定書（案）修正版：0件

⑤基本契約書（案）修正版：0件

⑥第1回質問に関する内容：0件

⑦第2回質問に関する内容：0件

⑧第3回質問に関する内容：4件

第4回質問に対する回答（令和2年8月7日公表）

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
				第1	2	(5)	ウ			
1	実施方針（案） 修正版	引継ぎ期間	5	第1	2	(5)	ウ		引継ぎ期間については、現受託者の現行業務を妨げない範囲で行うとの認識で宜しいでしょうか。	業務の引継ぎについては、令和3年度の受託者が本事業の受託者（SPC）へ業務を妨げない範囲で行います。
2	実施方針（案） 修正版	対価	7	第1	2	(5)	カ	(イ)	支払いは固定費＋変動費となるとと思いますが、どのようにお考えでしょうか。	運転・維持管理業務に係る対価については、施設の処理量に応じた水道、電気、ガス、通信、薬品使用量等の変動分を考慮して事業費を算出していますので、別途変動分を精算するものではありません。
3	実施方針（案） 修正版	実施方針	7	第1	2		カ	(イ)	要求水準書p.38のイ非有価利用（イ）には、「事業者が排出者として manifests 伝票を交付」とあり、今回の事業で発生する汚泥の所有権は事業者にあると考え、汚泥の有効利用の際は貴市への有効利用汚泥の支払いはないと考えますが、貴市への有効利用汚泥の支払いがある場合は、貴市への支払いも年4回（四半期ごと）と考えてよろしいでしょうか。	汚泥の有価利用は、自らの責任と費用でケーキを販売する事業者の任意事項であり、それにより得られた全ての収入は事業者に帰属するため、水道局への支払いは発生しません。
4	実施方針（案） 修正版	企業グループの構成について	11, 12	第3	1	(2)			企業グループは、工事業務の実施を担う者及び運転・維持管理業務を実施できる能力がある者により構成されるグループとする。との記載がありますが、ここでいう「運転・維持管理業務を実施できる能力がある者」には、脱水ケーキを運搬できる能力がある者も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	廃棄物運搬を含む横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）上の種目である「廃棄物処理」については、下請企業による対応を想定していますが、要求水準書（案）修正版第1の3（1）事業者に求めるものにおいて「汚泥の有効利用等」を挙げていることから、実施方針（案）修正版第3の1（2）に示す「運転・維持管理業務を実施できる能力がある者」には、「廃棄物処理」に登録されている企業も含めることができるとします。よって、実施方針（案）修正版第3の3（3）運転・維持管理業務を実施できる能力がある者の参加要件を「令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、「施設運転管理・保守」又は「廃棄物処理」の登録を認められている者であること。ただし、いずれか1者が「施設運転管理・保守」の登録が認められていること。」に変更します。詳細は別途、調達公告時に示します。
5	実施方針（案） 修正版	「施設運転管理・保守」以外での運転・維持管理業務への参画	11～16	第3					令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿で「施設運転管理・保守」の登録をするためには「過去5年間で履行された同種目の履行実績がない場合は、当該種目の登録はできません」とあり、市内企業が本事業に参画する制限となっています。本事業の運転・維持管理業務の中には、「施設運転管理・保守」以外の業務も含まれていますので、「施設運転管理・保守」以外の登録でも企業グループに参画できるとの理解でよろしいでしょうか。	No.4の回答を参照してください。
6	実施方針（案） 修正版	入札参加者の備えるべき参加資格要件	12	第3	1	(5)			「（中略）やむを得ない事情があると水道局が認めた場合に限り、構成企業の変更を認めるものとする。」とありますが、やむを得ない事情の具体例をご教示ください。	具体例として、構成企業の倒産等により事業継続が困難になる状態を想定しています。ただし、「やむを得ない事情」は構成企業に起因するものであるため、個別具体的な事象に応じて水道局が判断します。なお、基本契約等の締結後、工事業務の実務を担う者（JV構成員）の変更は認めません。
7	実施方針（案） 修正版	共通の参加資格要件	12	第3	2	(2)			共通の参加資格要件として、令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿において、第3の3に掲げる工種又は種目に登録を認められている者であること。との記載がありますが、脱水ケーキを運搬する者として、種目「廃棄物処理」に登録されている場合は、参加資格要件を満たしているとの理解でよろしいでしょうか。	No.4の回答を参照してください。
8	実施方針（案） 修正版	各業務における参加資格要件	13	第3	3	(1)	キ		「JV第2位構成員以下」とは、JVの構成員のみを指し、下請業者は含まないという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
9	実施方針（案） 修正版	参加資格の確認	16	第3	3	(4)			参加資格の確認として、「機械器具設置」、「電気」、「土木」、「建築」、「上水道」、「管」及び「施設運転管理・保守」並びに「建築設計（監理含む）」、「設備設計」及び「土木設計」のうち担当する業務に係る種目のいずれかに登録が認められていない場合、との記載がありますが、脱水ケーキの運搬業務を担当する場合は、種目「廃棄物処理」に登録されている場合は、参加資格要件を満たしているとの理解でよろしいでしょうか。	No.4の回答を参照してください。
10	実施方針（案） 修正版	運転・維持管理業務を実施する者の要件	16	第3	3	(3)	ア		運転・維持管理業務を実施する者の要件として、令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、「施設運転管理・保守」に登録を認められている者であること。との記載がありますが、脱水ケーキを運搬する者として種目「廃棄物処理」に登録されている場合は、参加資格要件を満たしているとの理解でよろしいでしょうか。	No.4の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
				第8	2	(5)			
11	実施方針(案) 修正案	建築物(建築設備を含む)・土木設備の 運転・維持管理業 務の分担	21	第8	2	(5)		～「ただし、別途、要求水準書(案)に示す修繕は除く。」との記載がありますが、「別途、要求水準書(案)に示す修繕」とは、要求水準書(案)24頁、「第3.3.(4).(7).c 並びに(i).c」に記載の内容との理解でよろしいでしょうか。	「別途、要求水準書(案)」に示す修繕とは、要求水準書(案) 修正案第1の2(5)の「表 主な対象施設と事業者の設計・工事期間における整備内容」に示す修繕となります。
12	実施方針(案) 修正案	建築物(建築設備を含む)・土木設備の 運転・維持管理業 務の分担	21	第8	2	(5)		建築物等の既設流用施設と機械電気設備の新設対象施設の区分けですが、例えば「排水池」の躯体は「既設流用施設」その他機械電気設備は「新規対象施設」との認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 要求水準書(案) 修正案別紙6 設計・工事期間における整備内容と既設仕様等を参考にしてください。
13	実施方針(案) 修正案	建築物(建築設備を含む)・土木設備の 運転・維持管理業 務の分担	21	第8	2	(5)		既設流用施設の高度な修繕は水道局となっておりますが、「契約履行従事者」にて実施可能な簡易な修繕「特殊な機器、部品及び高度な専門技術又は外部からの人的応援を必要としない程度の修繕をいう。」以外のものとの認識でよろしいでしょうか。	高度な修繕は、事業者の責による場合を除き、原則水道局にて行います。 高度な修繕の対象は、そのとおりです。
14	実施方針(案) 修正案	電気機械設備の運 転・維持管理業 務の分担	21	第8	2	(6)		既設施設並びに更新対象施設の高度な修繕は水道局となっておりますが、「契約履行従事者」にて実施可能な簡易な修繕「特殊な機器、部品及び高度な専門技術又は外部からの人的応援を必要としない程度の修繕をいう。」以外のものとの認識でよろしいでしょうか。	No.13の回答を参照してください。
15	実施方針(案) 修正案	建築物(建築設備を含む)・土木設備の 運転・維持管理業 務の分担	21	第8	2	(5)		既設流用施設の簡易な修繕とは、土木構造物でいえば、要求水準書別紙11 I-1 土木構造物編2.(1).(7)並びに(i)が該当しているものとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準書(案) 修正案別紙11 個別保全計画のI 土木編 I-1 土木構造物編2(1)(ア)及び(i)の点検にて発見した不具合において、特殊な機器、部品及び高度な専門技術又は外部(メーカー等)から人的応援を必要としない程度の修繕を簡易な修繕としています。 なお、具体的には、要求水準書(案) 修正案第3の4(4)イにおいて、事業者が別紙11に準じて作成する保守点検マニュアルに、簡易な修繕及び高度な修繕並びに点検の内容、頻度を定めて実施してください。
16	実施方針(案) 修正案	建築物(建築設備を含む)・土木設備の 運転・維持管理業 務の分担	21	第8	2	(5)		既設流用施設の簡易な修繕とは、建築物(建設設備)でいえば、要求水準書別紙11 II 建築物及び建築設備編2.表1各種点検の日常点検及び定期点検が該当しているものとの認識でよろしいでしょうか。	日常点検及び定期点検に限らず、要求水準書(案) 修正案別紙11 個別保全計画のII 建築物及び建築設備編2.表1の各種点検にて発見した不具合において、特殊な機器、部品及び高度な専門技術又は外部(メーカー等)から人的応援を必要としない程度の修繕を簡易な修繕としています。 なお、具体的には、要求水準書(案) 修正案第3の4(4)イにおいて、事業者が別紙11に準じて作成する保守点検マニュアルに、簡易な修繕及び高度な修繕並びに点検の内容、頻度を定めて実施してください。
17	実施方針(案) 修正案	リスク分担表	別紙9					NO.39、40、47、50、52などで、「必要となる」との表現がありますが、その「必要の有無を判断する」当事者は、事業者側という理解で宜しいでしょうか。	事業者又は水道局が必要の有無について発議し、判断については事業者と水道局の協議により決定します。
18	要求水準書(案) 修正案	場内配管	2	第1	2	(5)		⑰その他の欄に場内配管修繕が追加となっております。別紙6を見ますと、別紙15、別紙17、別紙18、別紙24に配管図が参照されていますが、これらの場内配管の修繕とはどのようなものを想定されているかご教示願います。	既設配管の塗装塗替え及び劣化個所の補修等を想定しています。
19	要求水準書(案) 修正案	場内配管	2	第1	2	(5)		「⑰その他」に「場内配管撤去・新設・修繕」とありますが、場内配管の修繕とは、どのような内容を想定されておられますでしょうか。また新設はせず、修繕する場内配管は何の配管なのか、ご指定願います。	前段については、No.18の回答を参照してください。 後段については、特定の配管を指定するものではなく、新設配管と接続する既設配管等に修繕が必要な場合は、対応を求めるという趣旨です。
20	要求水準書(案) 修正案	主な対象施設と事業者の設計・工事期間における整備	2	第1	2	(5)		⑰その他の場内配管に修繕が追加されていますが、既設埋設配管の修繕とは具体的にどのような整備内容でしょうか。	No.18の回答を参照してください。
21	要求水準書(案) 修正案	既設脱水機棟	2	第1	2	(5)		「また、②既設脱水機棟を流用する場合は、使用方法によって、適切な構造とする事」とありますが、耐震性能については問わないという理解でよろしいでしょうか。	事業者提案により既設脱水機棟を流用する場合は、適切に耐震性能を確保してください。
22	要求水準書(案) 修正案	主な対象施設と事業者の設計・工事期間における整備内容	2	第1	2	(5)		⑯油庫は「既設建屋の撤去・新設」となっていますが、実施方針(案) 修正案の別紙4では「既設流用(修繕)」となっております。どちらが正でしょうか。	要求水準書(案) 修正案第1の2(5)に示すとおり、油庫の既設建屋は撤去・新設としてください。
23	要求水準書(案) 修正案	別紙6						要求水準書(案) 修正案のp2では「油庫 撤去・新設」とあり、p.29では施設撤去設計として油庫の記載があります。また別紙6では油庫について「事業者提案により新設又は既設流用可能とする」とあります。事業者判断により既設流用可能との理解でよろしいでしょうか。	No.22の回答を参照してください。 また、要求水準書(案) 修正案別紙6 設計・工事期間における整備内容と既設仕様等を修正します。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答												
				第1	2	(9)															
24	要求水準書 (案) 修正案	法令	4	第1	2	(9)		建築基準法第五十一条、建築基準法施行令第三百十条の二の二、廃棄物処理法施行令第七条第一号より、汚泥の脱水施設で一日の処理能力が10立方メートルを超えるものは、都市計画において決定しているものでなければ新築や増築が出来ないとなっております。今回対象の新脱水機棟は、都市計画決定されているという理解でよろしいでしょうか。	当該施設は、浄水処理施設と一体的に運用を行っており、施設同士が地下で繋がっていることから建築基準法施行令第130条の2の2第2項に規定する「工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。」に該当するため、建築基準法第51条は適用となりません。												
25	要求水準書 (案) 修正案	法令	4	第1	2	(9)		建築物を新設する場合に、敷地内建築物の検査済証が必要になりますが全て揃っているという理解でよろしいでしょうか。	一部検査済証のない建物もあります。 なお、建築物新築に際しては、既存建築物調査が必要になると想定しています。												
26	要求水準書 (案) 修正案	健康診断の対象者	8	第1	3	(4)	ア	健康診断の対象者は、断続的でも年5日以上従事する者との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。												
27	要求水準書 (案) 修正案	本事業に係る前提条件	10	第2	3	(1)		「令和5年度から令和8年度にかけて～浄水処理施設270,000m ³ /日（原水ベース）が半量の135,000m ³ /日（原水ベース）となる」とあり、この期間は沈殿池の排泥発生量が少なく、ろ過池洗浄頻度も少なくなると想定されます。従って、第3回質問に対する回答書の質問No.155では「冬季以外でも7時間程度停止可能」とありますが、上記R5～8年度は停止可能時間を延長可能との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 ただし、原水の水質や浄水処理側の処理状況によって、停止時間が短縮される場合もあります。												
28	要求水準書 (案) 修正案	本事業に係る前提条件	10	第2	3	(1)		令和5年度から令和8年度にかけて、浄水処理施設135,000m ³ /日（原水ベース）となる期間は、排水処理施設の処理能力を135,000m ³ /日（浄水）+86,000m ³ /日（工水）とすることができると理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。												
29	要求水準書 (案) 修正案	浄水処理施設の能力	11	第2	3	(2)		「表 本施設に求める処理能力と浄水処理能力」に「排水処理施設に求める処理能力」として「令和8年度まで：浄水処理施設270,000m ³ /日（原水ベース）」とありますが、12ページの表には、浄水処理施設は「令和5～8年度は半量処理135,000m ³ /日」とあります。 従って排水処理設備も、「令和5～8年度は半量処理 135,000m ³ /日」となった浄水処理設備から出る排水を処理すれば要求水準を満たすとの理解であっておりますでしょうか。すなわち排水量は、下記の時間間隔が45分に1回から、90分に1回との理解でよろしいでしょうか。	前段については、令和5年度から8年度までは浄水処理施設の沈でん池改造により、浄水処理施設は半量処理になる予定です。したがって、浄水処理施設135,000m ³ /日（原水ベース）+工業用水鶴ヶ峰沈でん池86,000m ³ /日（原水ベース）の排水を処理すれば要求水準を満たします。 後段については、上記の期間においても要求水準書（案）修正案第2の3（4）で示す条件は水質悪化時の最大値であり、処理水量に左右される数値ではありません。処理状況により、同条件に示す処理水量および時間間隔となる場合があります。												
								ア 水質悪化時の洗浄条件（水量及び時間間隔）（最大値）													
								<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>水量</th> <th>時間間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ろ過池の洗浄</td> <td>800m³/回</td> <td>45分に1回</td> </tr> <tr> <td>粒状活性炭処理施設の洗浄</td> <td>500m³/回</td> <td>45分に1回</td> </tr> <tr> <td>その他作業用水（水質計器他）</td> <td>100m³/時</td> <td>常時</td> </tr> </tbody> </table>	項目	水量	時間間隔	ろ過池の洗浄	800m ³ /回	45分に1回	粒状活性炭処理施設の洗浄	500m ³ /回	45分に1回	その他作業用水（水質計器他）	100m ³ /時	常時	
項目	水量	時間間隔																			
ろ過池の洗浄	800m ³ /回	45分に1回																			
粒状活性炭処理施設の洗浄	500m ³ /回	45分に1回																			
その他作業用水（水質計器他）	100m ³ /時	常時																			
30	要求水準書 (案) 修正案	浄水処理施設の試運転排水	12	第2	3	(3)		「本施設で受け入れる浄水処理施設などからの排水水等」として「浄水処理施設及び新設対象施設の試運転排水等」とありますが、令和9年度以降、試運転排水量は、浄水処理施設の排水量と併せて、下記以下という理解で設計してよろしいでしょうか。	そのとおりです。												
								ア 水質悪化時の洗浄条件（水量及び時間間隔）（最大値）													
								<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>水量</th> <th>時間間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ろ過池の洗浄</td> <td>800m³/回</td> <td>45分に1回</td> </tr> <tr> <td>粒状活性炭処理施設の洗浄</td> <td>500m³/回</td> <td>45分に1回</td> </tr> <tr> <td>その他作業用水（水質計器他）</td> <td>100m³/時</td> <td>常時</td> </tr> </tbody> </table>	項目	水量	時間間隔	ろ過池の洗浄	800m ³ /回	45分に1回	粒状活性炭処理施設の洗浄	500m ³ /回	45分に1回	その他作業用水（水質計器他）	100m ³ /時	常時	
項目	水量	時間間隔																			
ろ過池の洗浄	800m ³ /回	45分に1回																			
粒状活性炭処理施設の洗浄	500m ³ /回	45分に1回																			
その他作業用水（水質計器他）	100m ³ /時	常時																			

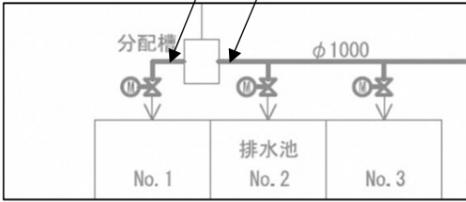
No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
				第2	3	(3)			
31	要求水準書 (案) 修正案	本施設で受け入れる浄水処理施設等からの排水等	12	第2	3	(3)		「沈でん池の清掃により発生する汚泥は、水道局が本施設に搬入する」とありますが、搬入方法についてご教示願います。汚泥運搬車両による搬入でしょうか。	車両による搬入を想定しています。
32	要求水準書 (案) 修正案	浄水処理施設からの排水の引き渡し(最大値)	13	第2	3	(4)		各排水の引き渡し条件ア～エ(最大値)が示されており、これらを超えた場合も、事業者はその排水を一時的に受け入れることとし、追加で生じる費用は水道局が負担するとありますが、追加費用はどのような算出方法をもって決定するのかご教示願います。	引き渡し条件超過に伴い追加で生じた費用については、事業者が作成する根拠を基に、事業者と水道局の協議を経て追加費用を決定します。
33	要求水準書 (案) 修正案	浄水処理施設からの排水の引き渡し(最大値)	13	第2	3	(4)		事業者がア～エを超えた排水を一時的に受け入れるにあたり、可能な限り事前にご連絡いただくとともに、受け入れ方法等について協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
34	要求水準書 (案) 修正案	浄水処理施設からの排水の引き渡し(最大値)	13	第2	3	(4)	イ	水質悪化時の排水量の記載がありますが、現状の排水池運用において、上澄水をどの水位まで排水しているか、具体的にご教示いただきたくお願い致します。	排水水位(700mm程度)は水質悪化時においても通常時と同じです。上澄水の濁度が排水基準を満たさない場合は排水せず、静置時間を変更し法令に基づく排水基準値以下にして排水しています。
35	要求水準書 (案) 修正案	返送池で受け入れる排水	13	第2	3	(3)	ウ	3号排水池の排水を受け入れるにあたり、中和作業等に対応するとの記載がありますが、現状実施している中和作業の具体的な内容についてご教示願います。また、中和作業に用いる薬品等がありましたら、種類と使用量等もご教示願います。	3号配水池1池73,000m ³ に対し、チオ硫酸ナトリウム200kgを10%濃度の溶液として注入しています。 なお、参考として、現在は1週間程度の作業時間を要しています。
36	要求水準書 (案) 修正案	本施設で受け入れる浄水処理施設等からの排水等	13	第2	3	(3)	ウ	「塩素が含まれる場合があり、事業者は中和作業等の対応をする。～定期清掃では、水道水を使用している」とありますが、中和対象となる塩素の想定濃度をご教示願います。	1.0mg/L程度となります。
37	要求水準書 (案) 修正案	放流	14	第2	3	(5)		「本事業に関わる前提条件」として「第1放流口」および「第2放流口」を挙げておられます。従っていわゆるクローズド処理(排水処理設備から出た排水を、浄水処理に戻して最終的には配水する)は、別途浄水処理施設事業での要求水準未達であり、本排水処理事業では「放流のみ」が要求水準を満たすと理解いたしますが、よろしいでしょうか。	要求水準書(案) 修正案第2の3(5)に示すように本施設からの排水先は、「第2放流口」と着水井(浄水処理施設)を経由して放流する「第1放流口」の2箇所があり、それぞれ法令に基づく排水基準を満たす必要があります。そのため、本施設から着水井に返送する放流水は要求水準(排水基準)を満たす必要があります。なお、着水井(浄水処理施設)に返送される放流水は、原水と区分し「第1放流口」から放流される場合と、原水と合せて浄水処理する場合がありますが、どちらにおいても要求水準(排水基準)を満たす必要があります。
38	要求水準書 (案) 修正案	本施設からの排水先と放流量	14	第2	3	(5)		要求水準書p.13の追加修正文に、「(4) 浄水処理施設からの排水の引き渡し(最大値)」 「なお、次のア～エを超えた場合も、事業者はその排水を一時的に受け入れること」とありますが、この場合においても、「第1放流口の最大放流量:3,000m ³ /時、第2放流口最大放流量:1,000m ³ /時」を遵守しなければならないのでしょうか。	そのとおりです。 ただし、状況に応じて最大放流量を超過しないことを目的に一時的に着水井への返送等を検討します。
39	要求水準書 (案) 修正案	機械・電気設備の運転・維持管理業務の分担	15	第2	3	(8)		第2回質問に対する回答書No.47にて、加圧脱水機のろ布交換を含む、既設設備のメーカー見積が必要な機器交換は貴局の所掌とご回答がありましたが、それら既設設備メーカー対応業務は、高度な修繕に該当し、貴局の所掌という理解でよろしいでしょうか。	既設施設及び新設対象施設におけるメーカー対応業務及びメーカー点検は、水道局が行う高度な修繕に含まれます。
40	要求水準書 (案) 修正案	高度な修繕	15	第2	3	(7)		既設流用施設(建築・土木設備)における高度な修繕として、メーカー点検は貴局範囲に含まれていると考えて宜しいでしょうか。	No.39の回答を参照してください。
41	要求水準書 (案) 修正案	高度な修繕	15	第2	3	(8)		既設施設及び更新対象施設(機械・電気設備)における高度な修繕として、メーカー点検は貴局範囲に含まれていると考えて宜しいでしょうか。	No.39の回答を参照してください。
42	要求水準書 (案) 修正案	事業期間終了後の措置	16	第2	3	(13)		～「事業期間終了後1年以内に目標耐用年数に到達または修繕を要することがない状態で、水道局へ引き継ぐものとする」との記載がありますが、建築物等の既設流用施設、機械・電気設備等の既設施設、更新対象施設の高度な修繕は貴局にて行うこととなっています。上記の高度な修繕は「修繕を要することのない状態」の対象外との認識で宜しいでしょうか。	そのとおりです。 ただし、機械・電気設備等の既設施設が事業期間終了後に存在することは想定していません。
43	要求水準書 (案) 修正案	事業期間終了後の措置	16	第2	3	(13)		「事業期間終了後1年以内に目標耐用年数に到達又は修繕(保守点検マニュアルにて定めた修繕は除く。)を要することがない状態で、水道局へ引継ぐ」とありますが、保守点検マニュアルに含まれるのは簡易な修繕のみと考えて宜しいでしょうか。	新設対象施設及び既設流用施設については、高度な修繕も保守点検マニュアルに含まれます。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
				第3	2					
44	要求水準書 (案) 修正案	事前・事後調査業務	19	第3	2				事前・事後調査について、閲覧資料12西谷浄水場再整備事業基本計画見直し及び設計条件整理業務委託報告書(排水処理施設のみ抜粋)【現時点版】のp.24では「環境影響評価の対象に該当するか確認が必要である」と記載がありますが、閲覧資料29西谷浄水場再整備事業基本計画見直し及び設計条件整理業務委託報告書(排水処理施設のみ抜粋)【確定版】のp.25では「新たに用地を設けること～しない限り、排水処理施設を再整備するにあたって、環境影響評価の対象とはならない」とあります。これは関係部局への確認の結果、今回の事業者管理範囲外に用地を設けることが無ければ、環境影響評価は不要である、との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
45	要求水準書 (案) 修正案	各種申請等の業務	21	第3	3	(1)	ウ		”既設建築物を考慮し、関係機関と事前協議を行い対応する”とは具体的にどのような内容でしょうか。	建築確認申請における事前協議として、排水処理施設敷地全体での申請行為となるため、既設建築物を含めての申請となることを指します。
46	要求水準書 (案) 修正案	その他積算根拠資料	23	第3	3	(2)	ウ	(イ) g	「詳細設計における設計図書」として「その他積算根拠資料」を挙げておられますが、書式・単価などは事業者に一任が要求水準であると理解します。	単価については、そのとおりです。提出を求める書式については、工事ごと、工種ごとの作成を想定しており、詳細は水道局と協議の上、決定します。
47	要求水準書 (案) 修正案	詳細設計における設計図書	23	第3	3	(2)	ウ	(イ) g	その他積算根拠資料に求められる内容と目的についてご教示ください。	内容については、No.46の質問と回答を参照してください。目的については、積算の妥当性を確認するためです。
48	要求水準書 (案) 修正案	薬品注入設備	25	第3	3	(4)	イ	(イ) a	既設ポリマー設備が撤去対象となっておりますが、薬品注入設備の「設置は事業者提案による」とあります。既設は、クローズド処理せず放流しており、そこで放流水質を満たすためにポリマーを注入しています。今回、事業者がポリマー注入設備を新設しない場合は、原水高濁度時も含めて、放流水質について相応の根拠資料が必要になると理解いたしますが、よろしいでしょうか。	そのとおりです。
49	要求水準書 (案) 修正案	監視制御設備	26	第3	3	(4)	ウ	(イ) g	新設する監視制御設備において、省人化や効率化を目的として、監視制御設備に様々な機能を付加した場合、貴局が運転・維持管理期間中に監視制御設備の更新工事を発注する際は、同等程度の機能を付加していただけるのでしょうか。また、上記内容が不可能な場合、技術提案等を遵守できないことも想定されますが、その場合は協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、原則同等程度の機能付加を行います。後段については、水道局の予算等の理由から同等程度の機能を付加できない場合は、協議とします。
50	要求水準書 (案) 修正案	受変電・配電設備	26	第3	3	(4)	ウ	(イ) a	受変電・配電設備を新設するまでは、～電気工作物保安のための点検にて年2回程度、排水処理施設の電気工作物保安のための点検にて年1回程度停電が発生するとの記載がありますが、停電実施日時を2ヶ月程度前にご教示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
51	要求水準書 (案) 修正案	監視制御設備	26	第3	3	(4)	ウ	(イ) c	「本事業の工事範囲は、浄水処理施設の監視制御設備に接続するケーブルまでとする。」「浄水処理施設の監視制御設備は(中略)設置場所が変更となるが(後略)」とあります。変更後の場所が未定と思われますが、ケーブル施工費はどのような条件で算出すればよいでしょうか。	浄水処理施設までのケーブルの施工費については、監視制御設備が既設位置で更新されるものとして算出してください。なお、西谷浄水場再整備事業(浄水処理施設)の工事により、監視制御設備の設置場所が変更された場合は協議とします。
52	要求水準書 (案) 修正案	設計業務	27	第3	3	(4)	ウ	(イ) e	変圧器の仕様について、「変圧器2バンク方式、片側100%容量とする。」と記載がありますが、一方で、「変圧器容量は事業者提案による。」との記載があります。このため、負荷に対する需要率・余裕率の考え方は事業者提案によると考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。ただし、変圧器片側で通常時、水質悪化時ともに全量処理能力を確保できる容量としてください。また、需要率・余裕率の設定根拠は提示してください。
53	要求水準書 (案) 修正案	設計業務	27	第3	3	(4)	ウ	(イ) a	「必要容量は、本施設の100%の負荷に電力供給が可能な容量とする。」と記載がありますが、負荷に対する需要率・余裕率の考え方は事業者提案によると考えて宜しいでしょうか。	No.52の回答を参照してください。
54	要求水準書 (案) 修正案	非常用自家発電設備	27	第3	3	(4)	ウ	(イ) a	「必要容量は、本施設の100%の負荷に電力供給が可能な容量とする」とありますが、これは要求水準書(案)修正版の別紙7における通常時の排泥量、排水量の処理を満足させるもの、との理解でよろしいでしょうか。	No.52の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答	
				第3	3	(4)	ウ	(イ)			
55	要求水準書 (案) 修正版	監視制御設備	27	第3	3	(4)	ウ	(イ)	i	「本事業の工事範囲は、浄水処理施設の受変電・配電設備に接続するケーブルまでとする」とあります。排水施設側に新たに受変電・配電設備を設けることで、浄水施設側の受変電・配電設備で機器の設定変更が必要となる場合は貴市にて対応いただけると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
56	要求水準書 (案) 修正版	工事業務	30	第3	4	(4)	イ			マニュアル作成後「水道局職員への研修等を適宜行う。」とありますが、新設対象施設の運転開始前における研修との理解で宜しいでしょうか。	新設対象施設に限らず、既設流用施設を含め本事業にて事業者が整備した施設については、マニュアルを作成の上、研修を行ってください。 研修実施時期については、施設の運転開始時だけでなく、施設運転中の運用変更に伴い、マニュアルを改訂した場合は、適宜水道局職員への研修等を行ってください。
57	要求水準書 (案) 修正版	工事期間中の対応	31	第3	4	(7)	ア			「試運転に必要な浄水処理施設からの排水水等については、既設施設の運用に影響のない範囲で水道局より供給する」とあります。試運転に必要な水道は貴局より支給いただけるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、有償、無償のいずれでしょうか。	試運転に必要な浄水処理施設からの排水水等は水道局にて無償で支給します。
58	要求水準書 (案) 修正版	工事期間中の対応	31	第3	4	(7)	ウ			「水道局が管理する用地の使用を希望する場合は、その都度協議する。」との記載がありますが、事業者管理範囲内において「現場事務所及び資材置き場」の計画が困難な状況にあります。具体的にどの程度の場所であれば事業者管理範囲外の貸与が可能でしょうか。	工事に必要な用地は、要求水準書(案)修正版別紙2に示す事業者管理範囲内に確保することを基本とします。事業者管理範囲外の用地については、建設工事請負契約の締結後に都度使用を協議しますが、希望する面積や使用方法により水道局内の調整も必要なため、現時点では具体的な場所は示せません。 なお、浄水処理施設側の敷地については、別途工事が予定されているため、利用は不可とします。
59	要求水準書 (案) 修正版	業務時間	33	第4	1	(2)				業務時間は平日8時30分から17時15分を標準とありますが、通勤に関しては自家用車による交通手段は認めてもらえるのでしょうか。また、緊急時等に伴う緊急出動時において、自家用車による交通手段は認めてもらえるのでしょうか。	通常時及び緊急時等ともに事業者管理範囲内に駐車スペースを確保できるのであれば、自家用車による通勤は可とします。 ただし、緊急時の対応等で水道局から車両の移動を要請する場合があります。
60	要求水準書 (案) 修正版	各種マニュアル	36	第4	2	(4)	ア			第3の4(5)とあるのは、第3の4(4)イと読み替えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。 要求水準書(案)修正版を修正します。
61	要求水準書 (案) 修正版	各種マニュアル及び計画書等の整備と運用	36	第4	2	(4)	ア			第3の4(5)で作成した各種マニュアルとありますが、第3の4(6)と読み替えてよろしいでしょうか。	No. 60の回答を参照してください。
62	要求水準書 (案) 修正版	各種マニュアル	36	第4	2	(4)	イ			作成を指示されている各種マニュアルは、「①運転管理マニュアル、②保守点検マニュアル、③水質管理等に係るマニュアル、④危機管理マニュアル」と考えて宜しいでしょうか。	質問で示されているマニュアル以外にも、運転・維持管理業務を行う上で、業務に従事する者が把握すべき内容について、マニュアルの整備をしてください。
63	要求水準書 (案) 修正版	有価利用	37	第4	3	(3)	ア			(イ)には、汚泥をケーキにした後の工程を認める記載があり、(ア)では、有価利用は、事業者の任意事項で、自らの責任と費用でケーキを販売することであり、その方法は、事業者提案によるものとする。との記載があります。事業者の責任と費用で、副資材を活用した有価利用の提案も可能との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
64	要求水準書 (案) 修正版	汚泥の処分	37	第4	3	(3)	ア	(エ)		有効利用状況を証明するに足る書類とありますが、計量方法については、事業者の提案による計量方法で構わないとの認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
65	要求水準書 (案) 修正版	保守点検業務	38	第4	4					日常ならびに定期点検について記載がありますが、建築物(建築設備含む)並びに土木構造物の日常並びに定期点検は、別紙11のそれぞれに対する日常点検、定期点検(主に目視点検)が該当するものとの認識で宜しいでしょうか。	そのとおりです。 No. 15及びNo. 16の回答を参照してください。
66	要求水準書 (案) 修正版	定期点検 土木構造物	38	第4	4	(2)	イ			排水池、排泥池、濃縮槽等の内部点検は定期点検と位置づけられており、別紙11のI-1土木構造物編2(1)(イ)では、定期点検の頻度は年に1回以上と定められておりますが、内部点検は清掃等で水を抜く際に行う特性上から、実施頻度・時期は事業者提案でよいとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 No. 15の回答を参照してください。
67	要求水準書 (案) 修正版	日常点検	38	第4	4	(1)	ウ			機械・電気設備の日常点検について「毎日行う」とありますが、毎日の基準は平日昼間を基本とする解釈で間違いはないでしょうか。	要求水準書(案)修正版第4の1(2)で業務時間は、平日8時30分から17時15分までを標準としていることから、日常点検は平日昼間を基本とする解釈で構いません。 ただし、事業者が土日祝日に行うことを業務上必要と認めた場合には、この限りではありません。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
				第4	4	(5)			
68	要求水準書 (案) 修正案	躯体及び点検整備 等周辺の清掃等	39	第4	4	(5)		清掃などは、事業範囲敷地内の除草作業も含まれるのでしょうか。 上記が含まれる場合、対象となる敷地の面積をご教示ください。	除草作業は、要求水準書(案) 修正案第4の4(5)に示す躯体及び点検設備等 周辺の清掃等の業務には含まれません。
69	要求水準書 (案) 修正案	定期自主検査	39	第4	4	(4)	ウ	定期自主検査に消防設備点検が含まれますが、既設脱水機棟の消防設備点検も 事業に含まれる場合、消防設備の機器点数等をご教示願います。	既設脱水機棟を流用する場合又は要求水準書(案) 修正案第3の3(4)ア(イ) c 及びdにおいて一時流用する場合は、消防設備点検も本事業の対象となります。 消防設備の機器点数(参考)は、次のとおりです。ただし、既設脱水機棟を流用す る場合は、基本協定の契約後に再度事業者にて、現地を確認してください。 1 防排煙制御設備 (1) 手動開閉装置 11点 (2) 自動開閉装置等 排煙窓 24点 2 防火自動閉鎖設備 (1) 防火シャッター 2点 3 誘導灯 (1) 避難口誘導灯 C級 6点 (2) 通路誘導灯 C級 17点 4 自動火災報知設備 (1) 感知器 ①差動式スポット型 9点 ②定温式スポット型 17点 ③煙式スポット型光電式非蓄積 7点 ④煙式分離型光電式非蓄積 4点 (2) 地区音響装置 4点 (3) 発信機 4点 5 消火器具 (1) 粉末10型 12点 (2) 粉末50型 5点
70	要求水準書 (案) 修正案	簡易な修繕	39	第4	5	(1)	ア	建築物(建設設備を含む。)および土木構造物における簡易な修繕について、 具体的にどのような内容かご教示願います。 (別紙11個別保全計画にも具体的記載がないため、確認させていただく質問で す。)	仕上材の部分的な修繕や小口径配管が漏水した場合等の修繕を想定しています。 また、No. 15及びNo. 16の回答を参照してください。
71	要求水準書 (案) 修正案	高度な修繕	39	第4	5	(1)	イ	建築物(建設設備を含む。)および土木構造物における高度な修繕について、 具体的にどのような内容かご教示願います。 (別紙11個別保全計画にも具体的記載がないため、確認させていただく質問で す。)	建具の交換や躯体の防水工事等の修繕を想定しています。 また、No. 15及びNo. 16の回答を参照してください。
72	要求水準書 (案) 修正案	水質管理業務	40	第4	6			参考として現在実施している水質管理業務の内容が記載されており、本内容は 要求水準書ではないものと認識していますが、水質管理業務の内容・頻度等につ いては事業者提案でよろしいとの解釈で宜しいでしょうか。	要求水準書(案) 修正案第4の6に示す水質管理業務を基本とし、法令に基づいて より良いと考えられる業務内容及び頻度等を提案してください。 ただし、業務内容及び頻度等は事業者にて作成するモニタリング実施計画及び運転 管理マニュアルに定め、水道局と相互に確認することとします。
73	要求水準書 (案) 修正案	清掃業務	41	第4	7			清掃業務の実施頻度は、事業者の判断により行われるとの認識でよろしいで しょうか。	そのとおりです。 ただし、要求水準書(案) 修正案第4の7に示すように、本施設の衛生や美観を保 つように清掃業務を実施してください。
74	要求水準書 (案) 修正案	水道	41	第4	8	(1)		作業用水については、事業者の負担で流量計を設置となっていますが、この流 量計の種類並びに検定の有無は事業者により選定するという事でよろしいで しょうか。	そのとおりです。 ただし、水道局と協議の上、流量計は定期的に点検・校正を行い、計器の精度を確 保してください。
75	要求水準書 (案) 修正案	用地測量	P19	第3	2	(1)	ア	新設構造物(排水池等)の構築予定地の用地測量は実施されているのでしょ うか?されている場合にはその結果の提示をしていただけるのでしょうか?ま た、実施されていない場合には機会を与えていただけるのでしょうか?	前段及び中段については、用地測量を実施済みのため、追加の資料閲覧を行いま す。 詳細については、8月下旬までに横浜市ホームページで公表します。 後段については、建設工事請負契約の締結後に別途事業者が、測量を実施するこ とは可能です。
76	要求水準書 (案) 修正案	地下埋設物調査	P20	第3	2	(1)	ウ	「埋設管路、電気ケーブル・・・ルート及び深さの確認・・・参考に行う」とありま すが、別紙15及び別紙24に示されている配管及びケーブルの深さがわかる資料 の提示はしていただけるのでしょうか?	No. 75の回答を参照してください。 なお、埋設深さやルートが不明な埋設管や電気ケーブルについては、建設工事請負 契約の締結後に要求水準書(案) 修正案別紙15 排水処理施設既設配管図【参考】 及び別紙24 排水処理施設既設ケーブルルート図【参考】を参考に、事業者にて地 下埋設物の調査をしてください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
				第3	3	(2)	ア	(ロ)		
77	要求水準書 (案) 修正版	切土、盛土	P23	第3	3	(2)	ア	(ロ)	「原則・・・切土、盛土を伴う造成は行わない。」とありますが新設構造物構築により、道路線形の変更が必要になった場合にも切土、盛土は認められないということでしょうか？	そのとおりです。
78	要求水準書 (案) 修正版	個別保全計画 I-1土木構造物編	別紙11		2	(3)		(7)	一般修繕とは、要求水準書(案)第4の5(1)に記載の簡易な修繕と高度な修繕のうち、どちらに該当するものでしょうか。	一般修繕の中には、簡易な修繕に該当するものと高度な修繕に該当するものがあります。 また、No.15の回答を参照してください。
79	要求水準書 (案) 修正版	個別保全計画 I-1土木構造物編	別紙11		2	(3)		(イ)	塗装塗替は本事業の対象業務でしょうか。	そのとおりです。
80	要求水準書 (案) 修正版	個別保全計画 I-1土木構造物編	別紙11		2	(1)		(ウ)	詳細点検は本事業内の対象業務でしょうか？ また、「耐震診断時に詳細点検(健全度調査)を実施してきている」とありますが、耐震診断は貴局と事業者のどちらが実施するものでしょうか。	前段について、土木構造物を対象とした詳細点検は、本事業の対象外です。 後段について、耐震診断は水道局にて実施済みですが、事業者にて必要と判断した場合は、建設請負工事の契約締結後に、適宜耐震診断を行ってください。
81	要求水準書 (案) 修正版	個別保全計画 II建築物及び建築設備編	別紙11		2				「表1 各種点検」の日常点検及び定期点検の対象施設が「本計画の対象施設のうち庁舎建築物」とありますが、具体的に本事業内における庁舎建築物の対象をご教示願います。 また、建築基準法12条点検が本事業に含まれる場合、その対象施設もご教示願います。	本事業において庁舎建築物の対象となる建築物は想定していませんが、要求水準書(案)修正版別紙11 個別保全計画のII建築物及び建築設備編2.表1 各種点検に示すように日常点検及び建築設備等の保守点検は「全ての建築物」が対象となります。 建築基準法12条点検は、建築基準法第12条に該当する建築物を本事業にて整備した場合に、対象となります。 また、No.16の回答を参照してください。
82	要求水準書 (案) 修正版	個別保全計画 II建築物及び建築設備編	別紙11		2				「表1 各種点検」の日常点検、定期点検は目視点検との理解でよろしいでしょうか。 目視点検以外の点検がある場合は、具体的内容についてご教示願います。	前段については、目視点検を想定しています。 後段については、No.16の回答を参照してください。
83	要求水準書 (案) 修正版	個別保全計画 II建築物及び建築設備編	別紙11		2				「表1 各種点検」の「建築設備等の点検保守」とは、関係法令に基づく定期自主点検との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
84	要求水準書 (案) 修正版	地質調査結果	別紙14						ボーリングNo2、No3の柱状図に孔内水平載荷試験の記載があります。 試験結果を開示していただけないでしょうか。	No.75の回答を参照してください。
85	要求水準書 (案) 修正版	排水処理施設既設埋設配管図	別紙15						別紙15 排水処理施設埋設配管図(排水(上澄水)・雨水・汚水)【参考】、排水処理施設埋設配管図(着水井返送・排泥・送泥・スラッジ引抜等)【参考】において、注意書き「※引出し線は、主要な場内配管のうち、撤去する管の起終点付近及び更新する管の連絡部を示す。」及び連絡部の指定位置が削除されています。更新管の接続位置は、撤去または移設できない支障物を考慮し、更新可能な位置でよいとの理解でよいでしょうか。	そのとおりです。 なお、令和2年3月19日に公表した要求水準書(案)別紙15 排水処理施設既設埋設配管図【参考】における注意書きは、今回の公表時に要求水準書(案)修正版別紙17 主要配管管路図(既設)【参考】及び別紙18 主要配管管路図(再整備後)【参考】に転記して表記をしています。
86	要求水準書 (案) 修正版	給水管の移設	別紙15						第2回質問に対する回答書のNo.85において「既設給水管、ガス管は、本工事で支障となる範囲のみ更新対象とし、それ以外は既設流用可能との理解でよろしいでしょうか。」の質問に対し、「そのとおりです。」との回答があります。別紙15の「排水処理施設既設配管図(給水管)【参考】」に示された給水管はすべて更新ではなく、支障となる範囲のみ更新対象との理解でしょうか。	既設の給水管及びガス管並びに雨水及び汚水埋設管については、そのとおりです。
87	要求水準書 (案) 修正版	ガス管の更新	別紙15						第2回質問に対する回答書のNo.85において「既設給水管、ガス管は、本工事で支障となる範囲のみ更新対象とし、それ以外は既設流用可能との理解でよろしいでしょうか。」の質問に対し、「そのとおりです。」との回答があります。別紙15の「排水処理施設既設配管図(ガス管)【参考】」に示されたガス管はすべて更新ではなく、支障となる範囲のみ更新対象との理解でしょうか。	No.86の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所	質問	回答
88	要求水準書 (案) 修正案	雨水・汚水管の更新	別紙15		第2回質問に対する回答書のNO. 87において「既設雨水、汚水埋設管は、本工事で支障となる範囲のみ更新対象とし、それ以外は既設流用可能との理解でよろしいでしょうか。」の質問に対し、「そのとおりです。」との回答があります。別紙15の「排水処理施設既設配管図(上澄水・雨水・汚水管)【参考】」および「排水処理施設既設配管図(着水井返送管・排泥・送泥・スラッジ引抜等)【参考】」に示された雨水管と汚水管はすべて更新ではなく、支障となる範囲のみ更新対象との理解でよろしいでしょうか。	No. 86の回答を参照してください。
89	要求水準書 (案) 修正案	分配槽流出配管	別紙17		一部の躯体貫通配管が太線(新設)となっておりますが、躯体貫通管は全て既設流用と理解してよろしいでしょうか。 例：太線になってます  例：太線になってます 	躯体貫通部の配管については、そのとおりです。 その他の配管については、既存の躯体に影響を与えることのない位置で新設管との接続を検討してください。
90	要求水準書 (案) 修正案	新設対象施設	別紙3～6		⑫返送池のポンプのS造60㎡弱の新設建屋がありますが、既設ポンプを覆うので、当該建屋は既存地下建造物の上に建設されることになります。この地下建造物の安全性をどの様に考えたら宜しいでしょうか。建屋の申請においても、支持部の安全性は検証が必要と考えます。	返送ポンプは、撤去、新設を予定しているため、新設する設備は位置を変更することが可能です。 返送池ポンプ室は防音及び設備の保護を目的に建屋の新設を想定していますが、これらの目的が確保され、容易に維持管理が可能な構造であれば、建屋以外の建造物も可とします。よって、要求水準書(案) 修正案を修正します。 なお、建屋等の新設にあたっては、既設流用施設である返送池に影響のない整備内容を計画し、施工してください。
91	要求水準書 (案) 修正案	新設対象施設	別紙3～6		⑭放流口の騒音防止用の建屋を建てる場合には、騒音源を囲うこととなるので、現状と同様に既設コンクリート建造物にアンカーして造ることが合理的です。この既存の地下建造物の安全性をどの様に考えたら宜しいでしょうか。	放流口建屋は、放流口からの騒音防止と設備保護を目的に設置しており、要求水準書(案) 修正案別紙6 設計・工事期間における整備内容と既設仕様等に示すように、上記目的が確保されるのであれば、必ずしも新設するものが建屋である必要はありません。よって、整備内容は事業者の提案によります。
92	要求水準書 (案) 修正案	新設対象施設	別紙3～6		④受電所の配置は擁壁の上に計画されていますが、この既設擁壁の健全性を評価する資料はありますか。 5mを越える崖地、擁壁の上部に建設する場合には、既設擁壁の性能を明らかにする必要があります。	No. 75の回答を参照してください。 なお、既設擁壁の断面図及び配筋図は提供可能ですが、その他の資料はありません。
93	要求水準書 (案) 修正案	新設対象施設	別紙3～6		⑤自家発棟についても、既存の擁壁を壊す、造り替える場合には現状の擁壁の安全性を評価する必要があります。これらの図面計算書を観ることができるでしょうか。	当該位置の既存擁壁の図面及び構造計算書はありません。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
94	要求水準書 (案) 修正案	新設対象施設	別紙5					日影図を検討するにあたり、既設建築物の計画通知、確認済証、設計図書を参照することは可能でしょうか。	計画通知及び確認済証並びに設計図書の揃っていない既設建築物が一部ありますが、基本協定の締結後に資料提供することは可能です。
95	要求水準書 (案) 修正案	新設対象施設	別紙5					鳥害対策は必要でしょうか。	周辺環境も考慮し、本事業の運営上、必要と判断する場合は対策を実施してください。
96	要求水準書 (案) 修正案	新設対象施設	別紙5					計画地の卓越風向が分かる資料を参照することは可能でしょうか。	当該資料はありません。 本事業の設計及び工事業務を行う上で必要となる場合は、要求水準書(案) 修正案第3の2事前・事後調査業務として行ってください。
97	要求水準書 (案) 修正案	新設対象施設	別紙5～7					既設流用施設として②既設脱水機棟を流用するにあたり、計画通知、確認済証、設計図書を参照することは可能でしょうか。	既設脱水機棟の設計図についてはNo. 75の回答を参照してください。 その他の資料については、No. 25の回答を参照してください。
98	要求水準書 (案) 修正案	放流口	別紙6					⑭放流口の建屋において、騒音対策と記載が追記されています。どのような騒音対策を想定されていますかご教示願います。	現在の建屋については、放流時に発生する騒音の周辺への影響を低減することを想定して設置しています。 整備内容については、No. 91の回答を参照してください。
99	要求水準書 (案) 修正案	別紙10						別紙10にて貴局による撤去対象施設として脱臭設備がありますが、第2回質問に対する回答書の質問No. 50にて「脱臭設備撤去工事の対象は地上部」とのご回答がございますので、建屋である誘引送風機室も貴局による撤去対象との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 なお、要求水準書(案) 修正案別紙10 撤去対象施設(水道局先行工事)及び第2回質問に対する回答書No. 50に示すように、排気塔の地下構造物、外灯及び仮設ケーブル並びにガスガバナから既設脱水機棟までのガス管及び架台は残置となります。
100	要求水準書 (案) 修正案	別紙17						別紙17において急速ろ過池から排水池へのフローが排水渠経由と排水トンネル経由の2ルート記載されていますが、基本的には排水渠経由が主要ルートであり、工事の都合上、排水トンネル経由のルートを一時的に止水することは可能と考えてよろしいでしょうか。	急速ろ過池のうち、10池が排水渠経由、16池が排水トンネル経由となっています。 したがって、排水トンネル経由ルートの長期止水はできません。
101	要求水準書 (案) 修正案	別紙17・18						別紙17, 18では主要配管の撤去・更新が明記されています。既設雨水管、污水管、ガス管、給水管は明記されていませんが、第2回質問に対する回答書の質問No. 85, 87において工事で支障となる範囲のみ更新対象とするとあります。更新対象外となった配管について、維持管理期間中に想定耐用年数を満了した場合、更新工事は事業者側の業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 工事の支障とならない配管について、耐用年数を満了した場合は、水道局にて整備を行います。
102	要求水準書 (案) 修正案	雨水・污水排水経路の調査	20	第3	2	(1)	オ	「雨水・污水排水路の調査」とありますが範囲は別紙15を参考にするとどの理解でよいでしょうか。	そのとおりです。
103	モニタリング基本計画(案) 修正案	モニタリング方法	2	第2	1	(1)		モニタリングの実施期間は、運転・維持管理期間の令和4年4月からとの理解でよろしいでしょうか(令和3年7月からの引継ぎ期間は対象外との理解でよろしいでしょうか)。	そのとおりです。
104	第3回質問に対する回答書	埋設管の撤去	No. 131					「旧管理棟に設置の設備に関する配管や配線類は、お示ししている図面及び図面から合理的に推測できる範囲かつ擁壁等構造物への影響がない範囲において、すべて撤去してください。」との回答ですが、すべての配管類の撤去において、既設構造物(擁壁等)へ影響があると考えられる部分は撤去しなくてよいとの理解でよいでしょうか。	そのとおりです。
105	第3回質問に対する回答書	既設施設の運転	No. 155					停止可能時間について「浄水処理の状況が良好であれば、冬季以外でも7時間程度停止可能です。」と回答を頂いておりますが、停止可能な時間帯(何時から何時まで)をご教授ください。	原則8時30分から17時15分までの間で事前準備及び後処理を考慮し、7時間程度となります。
106	第3回質問に対する回答書	排水処理施設設計	No. 161					埋設位置及び埋設深さが不明な配管について更新する場合の、入札時の数量算定方法と設計変更対象となる条件についてご教示ください。	要求水準書(案) 修正案の別紙及びこれまでの資料閲覧にて提供した図面等から事業者にて埋設位置及び深さを推定し、積算してください。 また、性能発注を前提としているため、要求水準書(案) 修正案等で水道局が事前に示した埋設管等については、設計変更は行いません。
107	第3回質問に対する回答書	場内配管撤去	No. 164					埋設位置及び埋設深さが不明な配管について撤去する場合の、入札時の数量算定方法と設計変更対象となる条件についてご教示ください。	No. 106の回答を参照してください。